

平成 23 年 8 月 26 日

各 位

みずほ信託銀行株式会社

不動産鑑定評価業務に関する国土交通省からの行政指導について

本日、当社が平成 19 年に発行した不動産鑑定評価書（1 通）について、当時所属していた不動産鑑定士が、国土交通省より懲戒処分（戒告）を受け、これに関し、当社の内部管理体制等が適切に機能しなかったことに理由の一端があるとして、当社は同省より行政指導（口頭注意）を受けました。

当社では、平成 22 年 1 月に、国土交通省が策定した「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン」等に基づき、不動産鑑定評価業務に関し、評価依頼の受託審査及び不動産鑑定評価書の審査を行う体制整備を行ってきておりますが、この度の行政指導を真摯に受け止め、今後不動産鑑定評価業務をより一層適切に運営して参ります。

以 上